

令和3年度第1回国分寺市緑化推進協議会会議録

日時：令和3年6月4日(金)

午前9時30分～

会場：第一庁舎3階第1・2委員会室

出席委員：桑原 渡辺 和田 小泉 寺尾 佐藤 瀧口 櫻井
鈴木 大矢 神山 大島 布袋
事務局：梶田 桜井 小野木 竹野 城

会 長：それでは、審議を始めたいと思います。まずは事務局より資料の説明をお願いいたします。

事務局：資料の説明をさせていただきます。事前に配付しています緑の実施計画実績管理票をお手元に用意していただければと思います。昨年も評価していただいたと思いますので、大体票のつくりは御理解いただいていると思いますので、簡単に御説明させていただきます。申し訳ないのですが、まずは訂正をお願いしたいと思うのですが、2か所ございまして、まず1ページ目の左の通番5番になりまして、令和2年度実績という欄です。こちらの保存樹木の指定の継続をしているということで、新規が10本となっております、解除のほうは4本となっているのですけれども、8本の誤りになりますので、8本に訂正をお願いします。新規が10本そのまま8本解除、4本から8本の解除になります。

委 員：そうすると326本が322本ですね。

事務局：そういうことですね。差し引き4本増えたということですね。11ページをお願いします。通番41番の公民館課の欄の実績のところ、公民館名が一番下の並木公民館の欄のところですが、こちらの「朝鮮朝顔による」となっていますが、朝鮮朝顔というのは誤りになっていまして、「朝鮮」というのを省いていただければよろしいですか。「朝顔による『緑のカーテン』の育成を行い」。アサガオの種類を誤っていたので、「朝鮮」という文字を削除していただければと思います。よろしいですか。訂正は以上2点となりますので、よろしくをお願いします。今回皆様をお願いしたいのは、今の令和2年度の実績の欄があり、各課の施策の実績が書かれていて、その横に令和2年、担当課で評価しています。評価を1から4にしていますので、協議会としては、空欄になっております。その評価を行っていただければと思います。去年、実施計画の見直しを行っていただきますので、そこと混乱される方がいらっしゃるかと思うのですが、この評価はあくまで前実施計画です。平成29年度から平成32年度の実施計画の最後の評価になりまして、昨年度皆様に見直しをしていただいたのが今年度から、令和3年度から実施しているものになりますので、あくまで今回評価していただくのは前実施計画の平成29年度から令和2年度の施策の最後の評価になるところ

だけご注意ください。この令和3年度の目標値ですが、これは令和3年度以降の施策として位置づけられるものについては目標が記載されており、途中通番6番とか斜め線が入っておりますけれども、この辺の通番6番の施策については次期の、令和3年度からの実施計画には位置づけられていないというところで、斜め線をしているという意味になりますので、理解していただければと思います。今回事前に質問を皆様からお受けしまして、副会長から頂いた質問に基づいた資料1を別途「事前質疑表」をお配りしておりますので、こちらも合わせて御覧いただければと思います。今回、協議会でお願いしたいことは、評価の確定と、今後の施策の進め方でご指摘があればお願いしたいと思っておりますし、審議の行程としまして、今年度は全部で4回協議会を予定していて、そのうちの今回と、来月7月12日予定しております2回でこの評価を終えていただければと思っております。残りの3回、4回については別の案件でお願いしたいことがございますので、スケジュール的には今回と7月の2回でこの評価を全て終わらせていただければと思っております。簡単ではございますが、以上になります。よろしく願いいたします。

会 長：ありがとうございます。これから審議を始める前に確認です。私たちが今回と次回で行う作業は、このA3の表の右から3番目ですかね。「協議会評価」、その評価をつけていくということが、形式的なところでは一番必要になってくることです。今回の評価は私たちが昨年度に策定というか計画でいろいろとやったそのものではなく、その前の計画の中である、去年の評価であるということなので、その部分は気をつけなければいけないところで。それから、通番6番に代表される目標値がないということと、もう1つ、ここには書かれていないけれども、次年度目標があるというものが、次期計画ですね。今日新たに配付されたこの中に目標値も書かれていますが、そういったものもあるということ。ちょっと端境期になっていきますので、その辺はややこしいかと思いますが、基本的にはここに書いてある範囲で審議を進めていけば問題ないかと思っております。あと確認したのですが、コロナで実施できませんでしたというのが幾つか散見されます。これに関してどう評価するのかというのを最初に決めておいたほうがスムーズかと思っておりますので、それについて、基本的には、コロナがあるから例えば見学会を中止しましたというのは、これをもって評価が1になるというのはおかしな話、むしろやるほうがどうなのですかということになるので、実施できなかった場合は基本的に案件としては該当なしでいいのではないかと考えております。この該当なしというのは、もともとの評価の中に、担当評価がないのですが、去年度のこの委員会の答申の中では、該当なしという項目を作って、該当なしで回答していますので、それは駄目だよとも言われていませんから、我々としては該当なしであると評価することに問題ないと判断しております。ですので、本当にできなかったものはしようがないじゃないかというところで、該当なしで考えたいと思っております。もう1点はご相談になります

けれども、コロナで何ができなかった、その代わりに何を行ったというときですね。これに関しては基本的に、通常これまでやってきたので何らかの評価のものがあってもいいかなというのが、私の感覚的なところではあるのですけれども、この辺り合わせは必要かなと思っているのですが、問題ないでしょうか。一応評価としてはそのまま数字が、例えば評価2とか3とか4とか入ってくるということで、考えはよろしいでしょうか。

委員：でも、ここに評価分類、評価1が『目標値を定めたが未実施であった』又は『実績がなかった』とやっているから、その評価1でいいのではないですか。要するに目標はあったけれども、いろいろな事情で未実施だったというのは評価1の分類になっているので、1でいいのではないですか。

会長：その辺がどう評価するかですね。評価の中の未実施というのが、やることが可能だったけれどもやらなかったという意味なのか、それは絶対にやることができなかったのか、評価という表現なので、あなたはちゃんとしませんでしたという評価をすとかしないとかとなったときに、評価の数字をどうするかですね。それはそう評価された方々がどういう立ち位置になるのかというのが、私たちが判断しかねるところがあるので、その辺はあれですけれども。確かに分類としてはそうであるという考え方自体は、それはそれで理にかなっているのですけれども。

委員：評価の分類は確かにそのとおりでと思いますが、例えばコロナでできなかったというのは、誰が考えても常識ですよ。それはそれで認めて、その代わりにこういうことをやろうとしたけれども、それも駄目だったというのであれば、それはやろうとしたことを酌んで評価するのだと思うのです。一概に評価1だというわけにはいかないと思います。

委員：私も賛成。

会長：案件にもよると思いますが、場合によってやはりできなかった場合は該当しないという判断を入れるほうがいいのか。例えばほかの市民がこういう評価を見たときに、どういうふう判断されるかというのが、公的な場では考えなければいけないと思いますので、よろしいでしょうか。そういう形で進めてよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、コロナの関係に関してそのような形で考えていきたいと思っております。今回2回で行うということですが、昨年度参加されていた方はご存じのとおり、結構量が多いです。実は前回は3回、今回はそれを2回でやりますので、ある程度時間はテンポよくやっていかなければいけないため、事前に質問をし、確認いただいているので、1個1個の個別案件を読みながらということではなく、基本的にはページ単位で進めていきたいと考えています。まずは評価に関わる内容について集中的に、審議して評価をつけて、その上でやり方とか、何か問題点という形に関してはできるだけスムーズに進行させて、後のほうに時間を設け、そこで審議させていただければと思います。どうしても時間が足りなくなって、本来の審議が雑になる

ことは避けたいので、まずは評価そのものについて進めていく。その都度もしここは問題だと思ったときには、印をつけて、最後で確認、何かありますかというときに御発言いただければと思います。それでは審議に入っていきたいと思います。A3の紙の1ページ目から進めていきたいと思います。これに関しては「緑と水の保全・活用」の中の施策の方向(1)崖線樹林地や雑木林などの保全・再生・活用、さらにはその下です。施策の方向(2)屋敷林・社寺林などの保全・活用の部分になりますが、まず確認です。1番目のところで質問事項があります。少々長いですが読みます。保存緑地指定面積の増加を目指すことが目的設定は極めて積極的であり、緑の保全として好ましいことです。しかしこの目的から見ると最近の宅地化の拡大に、施策実現の困難さを感じざるを得ません。そこで現実に市が考える保存緑地候補がどの程度あるか、その候補地を保存樹林とするために、どのような施策を実施するかといった市の考えをお伺いしたい。質問です。それに対する回答ですけれども、具体的な候補地というのはありませんが、現在指定している19箇所(25,268㎡)が減少しないように所有者と連携して保存していきます。そのために現在の保存樹林地が適正に管理されているか現場確認を行います。また、毎年度行っている市報、ホームページ、ツイッター、地域バスの中刷り広告等を活用し、「保存樹木・保存樹林地の奨学金制度」を広く市民に周知し、市内の樹木、樹林地の所有者へこちらから所有者宅へ訪問するなどしてチラシなどで説明し、指定への勧奨を行いますということです。これに関して質問に対する回答という場面で、なくなることはないと思うのですけれども、これが1点目です。もう1点確認していただきたいのは、通番7番のふるさと文化財課ですけれども、これは令和2年度の実績としては、本来は名勝・天然記念物の訪問調査を実施する予定だったのですが、コロナの問題で実施しませんでしたということで、これが評価1になっています。これに関しては先ほどお話しありましたところで、基本的には該当なしになるのかなと考えているところです。これが原案になりますけれども、あとは評価3という感じです。ということで、1ページ目になるわけですけれども、このページ全体を通して質問あるいは御意見等あれば、よろしくお願ひいたします。

委員：ふるさと文化財課の天然記念物、これは樹木ですね。屋敷林。天然記念物、名勝というと、目的自身は樹木の保全が目的ですから、そうすると、緑と建築課は名木は適切に調査して至りましたよと。ふるさと文化財課はできませんでしたよと、コロナの影響で。どこか違いがあるのですか。

会長：調査の種類として、何か違いがあるかということですね。

委員：結局は両方とも名木、それが屋敷林なのか、ここの2番の緑と建築課の名木調査と差があるのか。ふるさと文化財課はできません。緑と建築課はしましたと。職員が少ないからできなかったとか、そこのところが何でも今はコロナコロナと言えれば通るような話ではないのではないかなという気がします。

委員：この件については、私が実際、屋敷林の問題にも少しかんでいまして、違いを申し上げます。屋敷林というのは名木を探すものではないです。かつて屋敷林と呼ばれた、新田開発のときの形態が今どう残っているかというのを調査しています。ですから、名木を探すという形ではありませんので、学生を入れたりして人数たくさんで、どこの木が何本ぐらい今残っているか。どんな種類の木が新たに植わっているという程度までなのです。それが文化財としても屋敷林を残すための調査です。名木のほうは恐らく、緑と建築課が十分いろいろ出していると思いますが、1本1本これは珍しい木だねとか、そういうことをやっているのだということで、それが差になります。

事務局：まず緑と建築課につきまして、我々の担当課です。これは単純に名木の確認ですので、特に職員が行って人と接触するということは、基本的にはあまりないです。ただ、勝手に入るわけにはいかないので、そこは若干接触はありますけれども、基本的に木の確認です。ふるさと文化財課のほうは私も直接分からないのですけれども、木に限らないのだと思うのです。例えば古い屋敷とか、そういうものと天然記念物。

委員：屋敷林ですから屋敷は関係ないです。屋敷の周りの木。

事務局：木には限ってないのです。

委員：目的が木だから木です。

会長：屋敷林の樹木調査ということなので、私もこれは把握してないです。確認いただくことにはなると思うのですけれども、少し人数を集めた調査というのであれば、それは難しいという辺りが1つの線引きにはなるだろうなというイメージを持っています。何の根拠もないですから、取りあえず確認いただくということで。

委員：今、ふるさと文化財課が対象にしている屋敷林というのは何件あるのですか。

委員：具体的に全部調査しきれていません。今のところやったのは十数件です。正確な数字は忘れまして。

会長：どういう状況で実施できなかったのかということを確認いただいて、それはできるでしょという話であれば、評価1ということになるのでしょうかし、それはしようがないよねという話であれば該当なしということになるかと思えます。これに関しては回答いただいてから、次回でいいですか。まだ次回がありますので、そのように考えたいと思います。そのほかの点に関しまして、通番1から通番6番ですけれども、何かございますか。

委員：通番4番の民有樹林地、これは「適切な維持管理の依頼を継続実施しました」というのが実績に載っているのですけれども、この保全状況は基準があって、これは適切にこの樹林地は、多分お金を補助しているでしょうから、しっかりと保全されていると。基準があるのと記録として残って、適切などというのが適切、適切というのがいろいろ、依頼しましたということも、依頼を継続実施しましたということで実績になっているのですけれども、多分市の方は見て、民有

樹林地はしっかりと保全されていると。所有者が要するにしなければいけないのですよね。僕が心配しているのは、今回ナラ枯れがありまして、公有地は結構市の方がいろいろ伐採して、薬を塗ったり何かしているのですけれども、多分このナラ枯れ木というのは、民有地の樹林地でも起こっているはずなのです。そういう面で市の役割というのは、樹林地の保全に関してどういう役割を持っているのか。僕が心配しているのは、西恋ヶ窪の樹林地でも最近ナラ枯れの木が、処理したはずなのですけれども、出ていたのですよ。それはもう、チェーンソーで切ろうとしたらロープで引っ張ったらコトンと倒れてしまったのです。それがまた駐車場の近くだと。それは風が吹いたり何かしたら損害が大きかった。そういう漏れがあるので、民有樹林地はというのは結構保全に対して大分気を遣うのではないかと思うのですけれども、そこら辺の市の役割というのは、民有樹林地に対してどういう役割を持っているのかということをお聞きしたいのです。適切に保全されているというのは、何でも適切に、これも依頼を継続実施しましたと。依頼するのは誰でもできるのだよね。誰もしなくたって依頼すればいいのだから。問題なのはしっかりと保全されているかどうかをチェックして、されてなければ何が足りないのか。要するに所有者が、お金がなくて保全できないのですと言ったら、補助金を増やすなり何かしないといけないのでしょうか。

会 長：1回切らせていただきます。基本的には一番のポイントになってくるのは、依頼をしているだけではなくて、今の質問の趣旨としては、ほかにチェックもしているのかということになるかと思えます。

事務局：所有者の方、年1回補助金という形で交付していますので、現場を確認しているところです。

会 長：基本的には市役所の方が現場を確認して、管理されているかどうかをチェックしているということになる。

事務局：状態として、樹林地として荒れていないと言うのですかね、というところを確認しています。引き続きお願いしているというところです。

委 員：現実にはこれ4か所のこういう樹林地というのは、市民団体がいろいろ一緒になって、整備をやっているのでしょうか。

事務局：今、私が申し上げたのは民有地のことです。

委 員：公共では市と協働しているから、市のほうがボランティアの方も見えていますし、そういうふうにするのですけれども、民有地に関してはいろいろ御苦労されているのではないかなと、民有地の方がね。それだったら継続ではなくて、保全がされていますと書けばいいのに、何で実績のところ依頼を継続実施していますと、依頼をするのではなくて、これは保全がしっかりとされていますというので言い切ったらどうですか。

会 長：目標に関する部分については今から書き換えることはできませんし、令和3年度に関しても、質問のところに対する回答でもあるのですけれども、これ私た

ちが決定した目標なので。

委員：私も同じ内容の意見を持っていましたが、今の事務局の返答に関連しますけれども、そういった樹林の荒れ具合というのをやりましたとおっしゃいましたが、例えばナラ枯れに対しての何本、被害がどの程度あったかとか、そういう調査をしたかどうかというのが今一番関係あるのではないですか。その点はどうですか。

会長：ナラ枯れの件は少し、前回ここでお話させていただいて。

委員：これは後ほどに回しても私は構わない。

会長：ナラ枯れの件はかなり大きな話になって、民有地であるとか公有地に限らないところがあるので、現状の対策というのは少し後で時間を取りましようか。ナラ枯れに関してはそういうふう考えたほうがいい。

委員：今年度の実施について、もし本当に全く従来どおりの補助金のままであれば、民有地の所有者としては一切しようがないわけです。そこで何らかの補正措置をする必要があります。

会長：先ほど言いかけたところなのですが、目標値の変更はできないのですが、私たちの会からはやはりそういう意見はちゃんと出すべきであろうと考えていて、目標値が変わらずとも、実務をやっていただければいいのではないかなというのが私の考えです。この目標値は公的に決めてしまっているのか、決まっているものなので、文言を変える、文字を変えるというのはなかなか難しいのでしょうけれども、ただ実務として確認を取って、このようにお願いしますということで実際やっているかどうかというのを我々として確認していくという形で考えるといいのかなと思っていますところ。よろしいでしょうか。いずれにせよ、実際の樹林地の管理に関して、民有地の場合であろうと公有樹林の場合比較的やりやすいというところがあるのでしょうか。単純に依頼をするのみならず、実際にそれが行われているのかということと、特に民有地の場合は、管理を実際民間の方がやるのは現実的に不可能な場合も、予算の問題でありますので、その部分までをちゃんと確認、実態を、事情をちゃんと収集して、それに対する措置を取っていただきたいというのが委員会としての意見でいいのかなと考えてよろしいでしょうか。この辺は我々委員会からの依頼というか意見ということでよろしくお願いいたします。それではほかに御意見、質問等ございませんか。

委員：今の山林の所有、奨励金というのが強調されていますけれども、奨励金自体は固定資産でも満額ではないのです。実質的には所有者が維持費を負担していますので。ここまでは奨励金で管理できるかというところとできないと思います。緑地が現在保全されていますけれども、実質的には屋敷林だから残っている。実際は相続税になると、宅地並課税がかかっているのですね。山林を持っていて宅地にしているということの課税が来たときに、どれだけのメリットがあるかということになると、屋敷林だから持っているということだと私は思っています。

ですからこれが増えていくということはなかなか難しいのではないかと私は思います。

会長：ほかに御意見等ございますでしょうか。そうしますと、協議会としての評価に入りますけれども、通番1番から7番までありまして、通番7番のふるさと文化財課に関しては、今回まだ保留ということで、その他に関しまして評価3ということがずっと出てきていますけれども、この評価に関しては我々としても3ですね。評価3ということでよろしいでしょうか。それでは通番1、2、3、4、5、6、あと7の緑と建築課のほうですね。ここに関しては評価3ということで決めさせていただきたいと思います。次のページに関しては施策の方向としての(3)優良な農地の保全・活用についてです。これについて通番8番、まちづくり計画課のところで質問がありまして、要望と質問ですね。要望としては、いわゆる2020年問題が発生しないように考え、また、生産緑地の宅地化による減少を回避する手だてとして、特定生産緑地適用は重要であると思います。目標にある“周知”について、私の理解では、ほぼ対象となる農家の皆さまは十分この問題と対処策について熟慮なさっていると思っています。したがって、今必要なことはさらに一層の市の農地保全への思いを周知することが特に重要ではないかと考えています。そうした観点から、“制度の周知”に、農地活用の成功事例や先進的農業の例等を入れ込んだ、制度のみでない、“これからの都市農業の在り方への市の思い”を周知するよう要望します。これに関しては、単純にこういう制度がありますよということではなく、より積極的に利用してくださいという意図をもう少し強く、周知ですけれども知らせていくことが必要だろうということでもよろしいですか。先に回答のほうに行きますけれども、それに対する回答としては、目標値そのものに関して表現は変わらないということなのですが、農業委員会等と連携し、制度の周知のみならず、農地の活用事例等についても農業従事者の皆様へ周知できるように検討しますということで、ちょっとドライな回答の気がしますけれども、こういった場を使って、委員会等の場所を使ってもう少し積極的に情報を共有することをしますという回答かと思います。これに関して評価は別になりますので、御意見のある方は後にお話しただければと思います。その下の質問ですけれども、数字として具体的には公表できないかもしれませんが、特定生産緑地指定に対する農業従事者の今までの反応や現時点で予想される適用件数などお知らせいただきたい。これに対して、平成4年に指定した生産緑地のうち、約85%については、既に特定生産緑地の指定申請を受け付けています。今年度も申請を受け付け、該当者全員の意向を確認する予定ですということですか。今の段階で85%指定を受け付けているというか、指定されているということなのでしょうかね。言葉が難しく、指定があったというか、申請があったということなのかなと思います。今後も増やしていくというか、意向を確認することなので、少なくとも100%の人たちに対して指定するしないはさて

おき、どういうふうに考えているかを正確に把握しますということになるかと思えます。その回答上。その反応というのはあれなのですけれども、ちょっと答えにくかったのか、現時点で85%ということです。こういう質問に対する回答があったということです。直接評価のところとは少し変わってくるかと思えますけれども、そういった2点がありました。それでは、改めまして2ページ目に戻りますけれども、通番の10番は次に回しましょう。8番と9番に関して、通番の10番は次に3ページ目まで続いていますので、8番と9番に関してですけれども、これらに関しては評価が3ということで4つ並んでいます。いかがでしょうか。特にこれに関してはコロナ等の話ありません。質問、御意見等あればよろしくお願ひいたします。

委員：この通番9番の評価、9番の緑と建築課で令和2年度は年都市公園整備に適する生産緑地の買取申し出はありませんでした。評価3というのが何で3なのか。これは実績がなかったということで該当なしですか。

会長：申出に対して取り組むという話になるかと思えますので。

委員：だから目標値が計画的に公有化を推進しますということは、計画があるのですね。

会長：確認ですけど、申出に対して計画的なのか、申出の計画があるのかという、これ言葉の違いがありますので。

委員：買取に対してあるのだったら、何件ぐらいあるだろうという計画が、計画的に実施するという意味が、ここは大体ここら辺りは攻めてみようという計画があって、それは次年度にはなかったというのか。

会長：申出があつてからの計画なのか、申出もある程度計画しているのか、これは回答いただけるかどうか。

事務局：申出の計画はないので、あくまで申出があつたものについて計画的に。

会長：あくまでも緑地を持っていらっしゃる方が、買取の申請が、申出があつた場合にとということなのですよ。なので、ある程度この点に関してはそれ以外の選択肢は取りにくいかなと思えます。事前に周知する等の話もあるでしょうけれども。

委員：今の御回答ですけれども、私は、目標はお持ちになっていると聞いていたのですけれども、持ってないのですかね。というのは、今の総合的な緑化の答申の中で報告されている予想、緑地の予想として、私も読んだ限りは、国分寺市21か所3.28haそれだけ今あると。これは1つの大きな計画なのではないですかね。違いますか。

事務局：昨年優先的に整備していく公園緑地ということで、生産緑地自体は後々、いつ買取申出が出るか分からないので、生産緑地は全体として位置づけはしていこうというところ、全体としては位置づけていますけれども、どこどこを何年とか計画的には考えてないです。

委員：21か所3.28haというやつは全体ので言ってしまうわけ。

事務局：今、おっしゃったのは、緑確保の方針のお話だと思うのですけれども、そこはまさに緑の確保でありまして、都市公園として確保していくということではなく、生産緑地のままであるとか、それ以外特定生産緑地にしていくとか、いろいろな確保手法がある中で、全体の確保手法において、おっしゃった数値を確保していこうというものでございまして、今議論されている通番の9番については都市公園整備に限られているということで、先ほど係長が申し上げたような内容になったということでございます。

会長：そのほかに通番8番、9番に関して質問、御意見等ございますでしょうか。評価のほうに移りますけれども、元の担当者の評価としては全て3ということですが、協議会としての評価も3ということでもよろしいでしょうか。

委員：さっきの通番9番の該当なしと。

会長：そうですね。すみません。間違えました。通番9番の緑と建築課に関しては申出がなかったということなので、該当する案件がなかったということで、こちらは該当なしが適切かということで考えたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは上から評価3、3、該当なし、3という形で協議会の評価としたいと思います。

委員：評価はいいのですけれども、この通番10番の苗木樹木の。

会長：通番10番ですか。今から始めます。先に私のほうから、通番10番に関して評価は3になっていますけれども、まず、要望があります。要望のほうでは、こくベジプロジェクトが進展し、参加店舗数が拡大していることは素晴らしい成果であると思いますが、さらに、多くの市外市民への認知拡大を考えると、一層のメディア活用を図り、こくベジの認知を高める活動が必要と考えます。したがって、広報担当の一層の努力をいただき、新聞、テレビなど広範囲のメディア活用を考え、市が取り組む当プロジェクトやイベントによるこくベジプロジェクトの意義を数多く発信し、国分寺農家のモチベーションをさらに高める情報発信を行うため、メディアとのリレーション強化を図ってください。そのために市政戦略室の施策として実施計画に組み込むことを検討ください、ということです。これに関して令和3年度の目標については変更ができませんということです。次に、現状の発信の仕方、今後の発信の仕方の予定ということで、説明ということになるかなと思います。市広報番組「ぶんぶんチャンネル」Jcomですけれども、これに今月のこくベジコーナーを設ける等、こくベジの認知度向上を図るための広報媒体を活用した周知を図っていますということと、今後はこくベジ特設サイト（ホームページ）の運営を行う予定です。また、今後もこくベジプロジェクト推進連絡会の構成団体同士が連携を図り、こくベジの情報発信強化に取り組みますということです。具体的に何を、ツイッター使いますという話までは、なかなかここでは回答として難しいのですが、一応こういうことをやっていますという回答でした。これが要望とそれに対する回答です。もう1つ、通番10番のほうですね、一部コロナの影

響があったイベントで、真ん中のところですね。令和2年度実績で取り組みましたというところの中で、2番目の黒四角のところですけども、これに関しては飲食物を取り扱うPR事業ですけども、これに関しては中止になっています。その他に関しては予定どおり行われたということでもいいのかなと思います。

あと、店舗の閉鎖と新たな4店舗というのは、間接的にはコロナなのかどうか、ここでは判断できませんけれども、そうかなというところは推測される場所ですね。以上です。評価に関しては全て3という形で、担当課からは来ていますけれども、質問、御意見等ございますでしょうか。

委員：通番10の学務課のところなのですが、地場産野菜の給食の使用率。これは小学校一応30%ということで進めてきているのですけれども、中学校はセンター方式で給食が行われていると思うのですけれども、こちらのほうの地場産野菜の使用率はどうなのかお聞きしたい。

事務局：すみません。中学校での状況は把握しておりません。

委員：給食センターで取り扱っている国分寺市内の農産物、どのくらい使ってもらっているのか。

事務局：データとしては把握していませんので、次回調べて報告できればと思います。

委員：それからこくベジプロジェクトに関しては、昨年度から確か自走化していたと思うのですけれども、国の補助金が前年度で終わって自走化していると思うのですが、内容的にはかなりお金ないという感じなのですけれども、その中でいろいろな活動をやってもらっている中で、うまく収益化できるものを探して、こくベジプロジェクトが長く続くように、どうやって今後考えていくのかというところをお聞きしたい。確かに物販とかもやって、今ピンバッジ、経済課で1個500円で売っていますけど、そういうのをもっと広めたりとか、これからプロジェクト自体が継続できるように、どうやって収益化していくのかということを知りたいです。

会長：これに関しては質問という形で御回答いただければと思います。逆に言うと自走をちゃんとできるように頑張って取り組んでくださいということ、そういうことだとは思いますが。ここの数値化とは、まさにそういう、補助金がある間はうまく回るのだけれどもというのはよくある話ですので、そこが終わってから、終わる前に本来なのでしょうけれども、その体制を整えるということが正しいことにはなるかと思いますが、それに関する方策等をお教えてくださいという形で……。

委員：通番9番の2ページの一番最後の、樹木の使用ですね、開発時の。この令和3年度の目標のところ「地場苗木・樹木を使用できない理由の把握を行います」なんていうことをこんなところに書かないほうがいいです。これは連綿とうたっているわけでしょう。これは樹種が合わないとか、いつも質問しているのですけれども、使用されないのは樹種が合わないとか何とかかんとかって、

これは毎年何で使用できない理由というのは、把握してないとこんな目標を立てられないですよ。樹種が違うのだったら植木屋さんにこういう樹種は植えられるのかという傾向を常に把握しておかないと、この使用できない理由の把握を行いますなんて、目標のところ、考え方に入れるなんてというのは毎年毎年やらなければならないことなので、ここに書く必要はないし、それは実際どんどんやってもらって、植木屋さんと話をしてもらわないと駄目なのではないですか。

会長：ありがとうございます。内容としてはおっしゃるとおりではある。確かこの協議会で少しこの話をやって、記載を加えていただく形になったと記憶しているのですけれども。いずれにしても把握するのは当然であると言えば当然だと私も思います。その上で、問題点の抽出であったり、どのようにすれば地場産の苗木がより活用されるのかということですね。そこに関するより積極的なアプローチを行うべきであろうという、売り込みと言えば売り込みですね。ニーズに合った生産ということもあるのかもしれませんが、その辺はあれですけれども。

委員：そうすると、だから令和1年度に52件中4件なのが、令和2年度は50件中9件、件数だけ見ると上がったように見えますよね。それは何か理由があるのでしょうか。そこのところを分析しないと、いつまでも目標立てたって100%にはならないし、率を上げていくことはできないのではないですか。

事務局：そうですね。昨年度の協議会でこの辺の議論があり、まずできない理由を把握したほうが良いというところがあったと思いますので、令和3年度に向けた目標というところで、まずはしっかり把握したいというところで記載させていただいています。今回50件中9件になったというところについて、理由がはっきりしているところは、正直、今、私のほうからは何とも言えないのですが、積極的にお願いしていったというところの中で9件採用していただいたというところなのかなと思っています。

会長：いずれにしてもそうですね。多分結果的にといったことだろうかと、今の表現からもあるかと思うのですけれども、やはり基本的に今回の評価に関しては、その部分は要請をしていっていることになってくるのですけれども、さらに成果を上げていくために、それを増やすための骨格をある程度しっかり立てていただくということが必ず必要になってくる場所ですので、予算がかかる話でもないで、情報をちゃんと仕入れてそれを聞くことになるかなと思います。その他御意見等ございますでしょうか。地場産の苗木を開発緑化で使用するというときに、どうしても地場産の苗木が使われないケースがあるという話で、この辺に関して状況とか情報をお持ちでしたら、何かコメント頂けるとありがたいのですけれども。

委員：僕、情報ないのですけれども、何となく思うことでもいいですか。やっぱり開発して建築会社が入ると、グループ会社の植木屋さんというのですかね。そう

いう人が植え込んだりするケースが多分あると思うのです。どうしてもそのグループ会社の植木屋さんは国分寺の人ではないかもしれないので、埼玉の業者の人は埼玉で仕入れて、持ってきて植えたりというケースも考えられるのかなと。地場産の植木を使ってくださいと言ったところで、それが果たして国分寺産ですよというのは確認できるのかどうか。そんなことを感じるときがあります。

会長：ありがとうございます。構造が分かると非常に分かりやすい説明でなるほどという感じがあります。現実的には経済が絡んでいる話ですので、民間会社になかなか依頼するのは難しいところがあるかもしれませんが、これに関しては取り組んでいただくということになるかと、評価とは少し離れてしまいましたけれども。もしまた、御意見等ありましたら、後で何とか時間を作りたいと思いますので、よろしくお願いします。協議会の評価に進みたいと思いますけれども、質問等ございましたけど、評価自体に関しては担当課からは評価3ですけれども、その他評価2ではないかとか、評価4ではないかとか、違うのではないかというのがありましたら、御意見をお願いします。特にないようでしたら評価3ということで協議会の評価を決めたいと思います。

続きまして4ページ目ですね。施策の方向（4）水環境の保全・活用ということで、これに関しては、通番12番に関する質問がございます。質問内容は、開発事業に対する適切な指導とあるが、新庁舎・消防署建設に伴う配慮、建設時の測量を含む監視体制について、今後の方針をお伺いしたいということです。開発に関することですね。回答ですけれども、消防署施設については、国分寺市湧水等保全審議会の意見に基づき、措置を求めています。また、新庁舎建設については、現在、基本設計の検討中で、今後、具体的な計画が決まる中で、れき層に影響のある計画については適宜対応していきますということです。これが通番12番に関する質問とその回答で、あと通番15番なのですけれども、これは令和2年度の実績で、コロナ禍により史跡ガイドボランティアの定点案内は実施しませんでしたということです。ということで評価1になっていますが、これに関しては該当なしということになるのかなと考えているところです。その他に関しては担当からの評価は3ということで、この通番11から18に関しまして御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

委員：すみません。通番12番の質問で、基本計画検討中今後具体的な計画がと書いてありますが、大体狙いとしては何年ぐらい、例えば令和5年には具体の計画が始まるだろうか、そのような区切りはできないのでしょうか。いつ頃になりそうかなと。

事務局：設計がですね。

委員：ここで言う具体的な計画が始まる中で、れき層に影響のある計画。これが

事務局：年度内で始まる。

委員：今年度。

会長：往々にしてあるのは、一気に話が進んでしまって、湧水に関わるようなことに関して意見を出しても、もうちょっと決まってしまうからみたいな展開にならないようにだけ気をつけていただければと思います。

委員：湧水等の保全審議会がれき層に影響のあるような設計について対処されるご予定ですか。

事務局：はい。

会長：そのほかに御意見御質問等ございますでしょうか。よろしいですかね。特にないようでしたら、評価に移りたいと思います。もし、何かありましたらその後の時間でまた質疑をしたいと思います。どうしてもという場合は、評価を変えるのはなかなかしんどいですが、ここで決めてしまった後でというのはきついですけど、もしどうしてもということであれば検討したいと思いますが、ここの評価ですね。通番 14 番までが評価 3、その次の通番 15 番が該当なし。通番 16 から 18 が評価 3 というのが原案といいますか、案になりますけれども、それ以外ではないかという御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。それでは通番 15 番該当なし、その他評価 3 ということで評価を決めさせていただきたいと思います。

それでは次の 5 ページ目に移ります。ここは評価 1 と 4、いろいろとありますね。このページですけれども、そこに関しても要望がございます。通番 21 番です。砂川用水及び恋ヶ窪用水の親水、整備等の検討。あとそれに合わせて通番 46 番、もともとの予定ではないのですけれども、おおむね同じ内容のことになるかと思いますが、通番 46 番。要望ですけれども、令和 2 年度の目標である親水施設の整備に関して、具体的に整備案通りできなかったことについては、美しい用水の会として、活動改善を行う必要があります、担当評価 2 を激励と理解し同意しますが、令和 3 年度の目標に親水施設の整備をつけ加えていただきたいということで、令和 3 年度の目標のところ、引き続き検討を行いますとなっていることに対する指摘というか要望になるかと思いますが、それに対する回答ですけれども、目標自体に関しては追記できないということですが、その下の目標には定めませんが、親水施設の整備を令和 3 年度に行っていく予定ですので、文言上はできないけれども、やる予定ですよという回答かと理解します。これが通番 21 番と 46 番ですね。同じということになるかなと思います。ですので、この回で通番 46 番に関しても評価をしておさうかなと思います。また後で出てきて、同じような質疑になるとよくないので、これはこれで決定ということで考えたいと思います。通番 46 番のほうも御確認ください。基本的にはほぼ同じような目標が書かれていて、本当は通番としてはまとめていただけるとあれだったのですけれども、同時に審議ということで考えたいと思います。これは通番 21 番と 46 番のところですが、それ以外に、今回は評価 1、4、2、4 と幾つか評価 3 ではないところがあります。そこは確認したいと思います。通番 19 番の契約管財課のところですが、令和 2 年度

実績は、庁舎敷地内において、公共施設整備がなかったため、雨水浸透トレンチなどの設備は設置していませんということです。これは該当なしということになるかと、確か去年も似たようなことがあったと思います。これは該当なしということになるかなと思います。次に評価4のところです。通番20番の環境対策課のところ。国分寺市内の水環境等の分析調査により現況把握を行うとともに、経年的なデータ変化を把握するための基礎素量とするため以下の調査を行いました。その結果異常は確認されず、所有者、関係機関等に報告しましたということです。これは予定どおりとなりますが、何で評価4になったのかをちゃんと確認せずにしていたのですけれども、予定よりも多いということですよ。それを今一生懸命探しているのですけれど、3地点で7回行って、底質は1回、水質が6回、姿見の池上流の水質調査が1回多いということですかね。予定よりも多いということですかね。井戸水の調査は20か所で、また有機フッ素化合物の調査を6カ所で行いましたということです。この分が多いのかな。姿見の池上流、姿見の池下流で年1回行ったというのが当初の予定よりも多いということと、有機フッ素化合物の調査を追加で行ったということになるかと思いますが、恐らくそれですね。予定よりも多い。

委員：観測地点が増えた、観測を増やしたという理由があるはずですよ。だからそれで評価が、増やしたから、それは増やす理由が何かあったから増やしただけであって、これは定期的を実施する目的というのは、湧水から汚染物質が出ないかとか、そういうのを回避するためにやっているわけで、点数が増えたからどうのこうのというのは目的ではないのではないですか。増やした理由がありますよね。増やしたからといって、評価を計画よりも上というのは何か違うのではないかなという気がするのですけれども、評価3でも十分ではないかなと思うのですけれども。

会長：これは何か情報ありますか。

事務局：すみません。増やした理由は。

会長：もともとこれやっぱりやったのが、例えば予定していたのが確かに元の予定どおりだったけれども、やはりそこまで把握すべきだということで調査地点を増やしたということであれば、評価4ということになるかと思うのですけれども、姿見の池の上流、下流に関しては令和1年度もやっているのです。これ実は毎年やっていることで、その都度一部を計画に入れて、一部は事業としては毎年やっているのだけれどもみたいな、そういう話になるとおかしな話だなということにはなってくるので、姿見の池の上流、下流の調査に関しては毎年やっていることであれば、改めてここで評価4に持っていくのはやはり違和感があるなと思います。例えば限られた予算ながらもこれが十分にうまく効率的にできたので、プラスアルファをしようという話であれば評価4ということだと思いますけれども、この予算、この計画ではないけれども、いつも毎年やっているからこれも実績に加えてしまえみたいな話だと問題がありますので、そ

こは確認をお願いします。もう1点、井戸水調査ですね。有機フッ素化合物の調査を6カ所で行いましたというのが、何らかの理由がありそうな感じがありますので、それに対応したということであれば、モニタリングとはもう既に話は変わってきますので、本件とは違うのかなど。いずれにせよ情報を頂ければと思います。したがって、ここに関しては評価を次回まで繰り越すという形にさせていただければと思います。この1点に関してよろしいですか。

委員：井戸水調査に関しては、東京都の水源地も含まれているのですか。

事務局：東京都の水源地。

委員：水源の井戸がありますね。

事務局：東京都のですか。

委員：東京都じゃないか。

委員：浄水場ね。下から地下水。

委員：地下水200メートルの井戸掘って、地下水で飲料水。

事務局：すみません。その辺調査対象も含めて、次回お示ししたいと思います。

会長：21番の評価2に関しては、要望のところにもありましたので、整備を行う予定が整備に至らなかったということで、検討で止まったということで評価2ということですね。これは説明としては分かりやすいかなと思います。

次に22番です。胎内堀について、緑と建築課とともに現地調査を実施しました。また、他自治体の先行事例を視察しましたということです。

委員：評価4とした理由が分からない。胎内堀って皆さん見学行っていただいたように、保全されているとは絶対思えないし、これ目的には保全して活用しようというのが最終目標ですよ。これは調査しましたって、初めて令和2年でやりましたということですね。先行事例を研究しましたと、これずっと前から言われていることなのに、この2年で調査しましたと、初めてここで調査したのですよね。こんなことが評価4というのが、もう普通にやっても3なのです。4にする理由が全然見当たらない。

会長：担当課からのあれとしては、他自治体のというところが理由意見なのでしょうけれども、この点いかがでしょうか。御意見も最もだということもありますし、単純に数値というか調査を実施しますに対して、プラスアルファが乗ったという意味での評価4というのは、考えようによってはそうだよという取り方もできます。一応二通りの考え方があるということにはなるかと思いますがけれども。

委員：この胎内堀ってずっとふるさと文化財課で持ち上げているのですけれども、要するにずっと同じものを書いて、初めてここで調査を実施しましたというのが出たのですよ。前年度も胎内堀を書いたが、何かへんてこりんな回答を、胎内堀のことを言っていない、恋ヶ窪用水のことを言ったり、胎内堀という目標なのに、調査してもう保全ですから保全計画を、僕らも皆さん見学行きましたよね。何かどこに掘っていったの、胎内堀があるのと、こんな分からない状況

で、もともと東京都の竹林があるのですけれども、その胎内堀辺りの堅堀が崩れてしまっているのですよね。そういうところを見ると、どうやってこれを保全する、最低限保全計画、こういう形で保全します。もうギブアップしますかね。そんな計画がもうふるさと文化財課は持たないといけない時期ですよ。今さら調査実施しましたで評価4を取るのはおこがましいかと。

会長：その他御意見ございますでしょうか。

委員：教えてもらいたいののですが、市内に胎内堀は何か所ぐらい残っているのですか。

委員：西町の1か所なのではないですか。

委員：確認されているのは2か所です。胎内堀の縦の溝が見えるということであって、横の土の中がどうなっているかは分かりません。したがって2か所というのは堅穴で。

委員：堅穴が確認できたのが2か所。

委員：でも胎内堀自身は1本なのでしょう。

委員：それはどうなっているか分かりません。

委員：何はともあれ評価4は異常ですよ、私が思うに。やはり従来やるべきことをやってなくて、突然みんながわっと言い出したからやったという印象を拭えないですよ。こんなものを評価4というのはおかしいですよ。

委員：擁護するわけではありませんが、胎内堀は個人のお宅の私有地内にあるのですよね。したがって行政としてはそれを保存すると言っても大変しにくい。たまたま今回この私有地を寄附いただいた状況があって。寄附でよろしいですよ、買い取りではなくて。それで初めて胎内堀というのは具体的に保存できる状態になりつつある。我々がこの間見学に行ったと。こういう状態でございますから、やや私はふるさと文化財課の尽力はどうあったかという部分については分かりませんが、新たな動きとしてこれを大事に育てていくように、活動としては。評価とは関係ありませんが、そんな経緯でございます。

会長：状況としては大体分かってきたかなと。

委員：事実、保存樹林になっておるのですか、東京都の指定の。

委員：そこは知らないですけれども。

委員：緑と建築課に質問です。

事務局：指定樹林地になっています。

委員：それは東京都の。

事務局：市です。東京都の保全地域になっています。だから全部が全部ではない。やっぱり個人のお宅のところもありますし、都が所有しているところもありますので、そのどちらにも胎内堀跡というのは通っています。

会長：実際になぜ実施しなかったのかというところは、結局我々では今の段階では分かり様がないところになると思いますので、その部分に関しては質問という形で、ふるさと文化財課に確認いただいたほうが、我々も予想で議論するのはあ

まりよくないですから、どういう状況だったのかを教えてください。それがまず1点ですね。評価に関しては、実際のところとしては、私も評価は3かなという感覚はあります。確かに前に比べたらやっているのですけれども、これまでの経緯を含めると実施しましたねというところになるのかなと。そんなにすばらしいという展開ではないかなという感じはしています。過去のことがどうこうというよりは、今回は実施しましたという単純な意味として話をしてもいいのかなというところ。これは個人的な意見ですが、そういうのが考えられるかなというところ。ということで、このページは評価3ではないところがたくさんありましたので、少し長くなりましたけれども、そのほかに通番20番の環境対策課のほうは保留です。ここで議論しませんが、そのほかの部分に関して質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いたします。よろしいですか。それでは協議会の評価のほうに入りますけれども、順番で行くと一番上のところが評価1ですね。これは該当なしで、次が評価3、その次も3、1つ飛ばして評価3。21番のところが評価2、その次が評価3、最後の23番も評価3というのが原案でありますけれども、この形ではよろしいでしょうか。では、長いので繰り返はしませんが、そのようにさせていただきます。

委員：評価のことではないのですけれども、通番23番のことなのですけれども、令和3年度目標値に向けた考え方に基づいて、整備要望のほか市民への機運醸成を行いますと、市民への機運醸成って今までと違うことをお考えになっているのか。もうちょっと具体的に聞きたかったのですけれども。

会長：これは緑と建築課から具体的な。

事務局：具体的というか、令和2年度のところで書いてあります野川に関する懇談会を毎年度やってきていますので、まずはその懇談会も3年度も引き続き開催して、継続していくことが大事だと思っていますので、それがひいては機運醸成につながると考えていますので、今のところ懇談会を継続していくというところで考えています。

会長：市民の方を巻き込んだ形で、こういうことをやることでみんなで整備していきましょうと。

委員：今までも懇談会やってきましたよね。さらにそれを。

事務局：懇談会の形式をどうするかは今後検討していきますけれども、そのほかでは特に今考えはないのですけれども、懇談会を開催していきたいと思っていますので、開催方法を工夫していきたいと思っています。

委員：市民への機運醸成、これも1万人の署名を集めて都議会へ持っていきこうという活動始まっていますよね。市民の活動なのでしょうけれども、市役所だけが1人で頑張ったところで前に行かないというのはもうみんな分かっているわけで、それを皆さんに説明して、市民みんなで盛り上げていきましょうという機運にもなっていて、1万人の署名を集める活動が既に始まっていますよね、つ

い最近。だから結構効果出ていると思います。金があるかどうかは、コロナ対策で1兆円近く使っているのかな。そう簡単にはいかないと思いますけれども、初年度は始まっています。私のところにも紙回ってきたし、それも2カ所以上から回ってきたということで。機運醸成を図るというのはうまく行っているのではないかと私は思っています。

会長：そうですね。そういった流れをちゃんと続けて、より大きなものになるのかなと思います。その部分は国分寺市として行うというよりは、そこの流れを妨げないように、より大きくなるように、何ができるかというのは、それに関していろいろと知恵を絞るということになるのかなと思います。ありがとうございます。それでは、この5ページのところはよろしいでしょうか。今回は6ページまでをノルマとして、私に課されているノルマではあるのですが、取りあえず6ページ目に来られたのでホッとしているのですが、このページを進めたいと思います。ここで2番の「生態系の保全・回復」に移ります。施策の方向としては、「生物の生息空間の保全・整備」ということで、通番24番に関しては要望が入っています。要望は、令和3年度の目標として「市民・環境に関する市民活動団体等から情報収集」となっているが令和5年度の動植物調査をどのような視点で実施するか、さらにその結果に基づく「生物多様性地域戦略」作成にあたっての市民の考える戦略要望などを取り纏めていく必要が令和3年には出てくると考えますので「市の環境に関する市民活動団体からの動植物状況の収集と戦略要望の収集」という目標にさせていただきたいという要望です。これに対して、まちづくり計画課ですけれども、令和3年度の目標自体は新たな追記はできかねるということと、令和5年度の動植物調査は当市における自然環境の現状、課題や特性、また平成27年度に実施した動植物調査結果の経年変化等について把握し、「生物多様性地域戦略」策定の基礎資料とするほか、計画に定める具体的な施策等の検討材料とするため実施を予定しています。なお、「生物多様性地域戦略」検討のため、市民参加によるワークショップ（意見交換会）の開催やパブリックコメントを実施し、市民等の意見を反映する機会を設ける予定をしておりますということです。一部あれなのですが、要望のほうの資料・環境に関する市民活動団体からの動植物状況の収集というところが抜けているのかなという気はしますが、このような取りあえず要望と回答があったということです。また表に戻りますが、こちらに関してもコロナの影響が1つ出ています。下のほうですね。新型コロナウイルス感染症対策のため、環境学習イベント「アメリカザリガニ捕獲大作戦」は中止としましたということで、目標の2番目の部分ができませんでしたということで、それを踏まえて評価2ということなのかなと思いますけれども、そのような状況です。次は評価3ということなので、検討しなければいけないのは通番24番のところになるのかなと思います。取りあえずこのような状況ですけれども、御意見、質問等あれば、よろしく申し上げます。通番24はち

やんと確認する時間を設けたほうがいいかなという気がしていますので、少し確認しながら、御意見があればお願いします。いかがでしょうか。取りあえず、なかなか言葉が難しく判断しにくいような正直な感想なのですが、目標値の恐らく上側の第一段落の部分は、実績の第一段落と対応していると、これは何となくそうなのかなと思います。市民活動団体からのデータ情報提供を受けているということですね。2番目のところがなかなか難しいのですけれども、目標では動植物調査の実施につきましては、生物多様性の保全施策を目的とし、「生物多様性地域戦略」の策定と合わせ、市内に生育・生息する生きものについて把握できるよう検討を行っていきます。つまり、上の部分は背景なので、市内に生息・生育する生きものについて把握できるよう検討を行うというのが目標になるかと思います。それで、2回目となる市内での動植物調査を令和5年度に実施（予定）し、その結果基に「生物多様性地域戦略」の策定を国分寺市総合ビジョンに新たに位置付けました。多分違う話ですね。なかなか判断が難しいのですけれども、いかがでしょうか。私が今読んだ限りだと、評価2ということで妥当なのかなと。コロナの話はやむを得ないので、そこに関しては該当なしということでもいいと思うのですけれども、令和2年度実績の上の部分に関して、やるべき目標に対する実績が明確に記載されていないような感じはあります。少なくとも最初の段落の部分は、市民団体からの情報は得ているのですけれども、事業者等の協力を得てというところがどうなっているのか、ここでは見えてこないですね。なかったのかなと今判断をしているのですけれども、評価が難しいというのがそうなのでもう少し確認する時間を設けたほうがいいかなという気がしていますので、少し確認しながら、御意見があればお願いします。いかがでしょうか。取りあえず、なかなか言葉が難しく判断しにくいような正直な感想なのですが、目標値の恐らく上側の第一段落の部分は、実績の第一段落と対応していると、これは何となくそうなのかなと思います。市民活動団体からのデータ情報提供を受けているということですね。2番目のところがなかなか難しいのですけれども、目標では動植物調査の実施につきましては、生物多様性の保全施策を目的とし、「生物多様性地域戦略」の策定と合わせ、市内に生育・生息する生きものについて把握できるよう検討を行っていきます。つまり、上の部分は背景なので、市内に生息・生育する生きものについて把握できるよう検討を行うというのが目標になるかと思います。それで、2回目となる市内での動植物調査を令和5年度に実施（予定）し、その結果基に「生物多様性地域戦略」の策定を国分寺市総合ビジョンに新たに位置付けました。多分違う話ですね。なかなか判断が難しいのですけれども、いかがでしょうか。私が今読んだ限りだと、評価2ということで妥当なのかなと。コロナの話はやむを得ないので、そこに関しては該当なしということでもいいと思うのですけれども、令和2年度実績の上の部分に関して、やるべき目標に対する実績が明確に記載されていないような感じはあります。少なくとも最初の段落の部分は、市民団体からの情報は得ているのですけれども、事業者等の協力を得てというところがどうなっているのか、ここでは見えてこないですね。なかったのかなと今判断をしているのですけれども、評価が難しいというのがそうなのでも

委員：市としては調査していない。

会長：どうなのでしょうかね。もともとは市民活動や教育研究機関などの協力を得て行うということなので、この事業に関して、市として調査の有無はここでは分からないのですけれども、ここに関しては、民間というか、その調査の情報を収集するというのが目的になるかと思います。そういう理解で大丈夫ですよ。

委員：最近危険外来種の植物とか、結構繁殖がひどくて市内で結構見かけるのですけれども、その辺の状況はどうなっているのかなと知りたい。

委員：これも調査しましたが実績になっているでしょう。僕が知りたいのは、その生物多様性でよくなっているのか、悪くなっているのか、保持できているのか。絶滅危惧種が増えたとか、トンボやチョウが増えたとか、どういう状態がいい状態なのかと。それに対して調査したら、いい傾向に向かっていますよ。でも緑は減っているからだんだん生態系が悪くなっていますよということが聞きたいのですね。これはいつも靴の上から足を搔いているのを見て、今も調査しないから。

委員：具体的に今、市内の環境がどうなっているのか、そこら辺がちょっと知りたい。

委員：そこなのですよね。本当は知りたいところですが、どうもこの計画を見ていると、調査しました、調査はしてもいいのだが、調査の目的自身が知りたいわけですよね。

会長：この調査に関してはどういう形で公開するかというところなんです。事業としては調査をするということだと思えるのです。それ自体はいいのですが、それがどういう形で公開、例えばホームページであったり、何か講演会をするか分かりませんが、何らかの形で紙媒体のものを作るとか、その辺はどういう考えでしょうか。この件でしたっけ。去年もホームページの件を今、思い出して、更新されてないとか、そういう話もあったような気がしてきましたが、どなたか覚えていらっしゃる方、この件だったかどうか覚えてないのですが。評価のところと少し外れますが、質問ということだと思います。調査内容の公表の部分は教えていただきたいということになるので、もし公開があまりされないようであれば、それはやはりちゃんと公開していただいて、可能な範囲、なかなかよくなった、悪くなったと評価するのは、私も研究をやっている人間ですが、なかなか言えないことがほとんどです。それは割とぽんと言ってしまうことは簡単で、言ってしまう人もいるという語弊がありますが、そんなに簡単に判断できなくて、あまり無責任に表現できないなというのはかなり多いですね。ある点から見たら悪くなっていて、ある点から見たらよくなっているというのは本当に多いので、玉虫色の回答をすることはありますが、その辺は可能な範囲でよくなった、悪くなったというのは、判断はしようがないと思うのですが、現状はただデータがあるだけだと思うので、それを公開する分には何の問題もないとは思いますが。もちろんいろいろとあるでしょうけれども、それはぜひやっていただきたいなということと、現状として質問は公開しているのかどうかということです。その部分をはっきりさせておきたいと思えます。そのほか何かありますでしょうか。この評価の2、3のところの2なのか。2になっているのが、単純に2番目のところのイベントができなかったためにそれを評価2と考えるのか。担当者はそう考えているのかなと思います。ただ、我々としてその部分は該当なしになるので、その部分はなしとして、上の部分だけで幾つと評価するのかということになります。評価3なのか2なのかということなのでしょうね。というところでいかがでしょうか。あるいは目標に対して何が起こったのか、何をやったのかをはっきりさせてくれという形で、保留というのも1つの案かなとは思いますが。三択です。1回聞きます。情報を、目標と違うことがたくさん書かれているので、目標に対する回答、プラスアルファがあればそれはそれでいいのですけれども、そういう形でやっていただけますか。

事務局：もう1回ヒアリングし直します。

会長：お願いします。それでは通番24番に関しては保留ということで、通番25番についてです。評価3ということですが、これについてはいかがでしょうか。評

価3でよろしいでしょうか。それではこちらは評価3ということで、協議会としては確定したいと思います。取りあえずこれで今日やるべき内容としては半分来たということで、次回は少し持ち越しがあるので、少しかかりますけれども、一旦ここでこの進行自体はストップして、今日の、あと18分、最後の説明時間があるので12、13分ぐらいにはなりますが、主に今日の範囲で何か御意見等あればお伺いしたいのと、あとは進め方とかその他のことに関しても、御意見や御質問とか議論できればなと思いますが、いかがでしょうか。ナラ枯れの件は少し時間を取りますという話でしたので、国内というか東京都のナラ枯れが昨年、おととしぐらいから始まっているようですけれども、昨年結構一気に広まったような印象がある。国分寺市でも実際枯れている木があるというところですね。ナラ枯れの場合は大体夏ぐらいにぱっと枯れ出しますけれども、枯れた後その木はもう死んでしまったから何でもないやではなくて、その木の中にナラ枯れを広げるような虫とか菌がいて、今の時期また多分その木にいますけれども、大体梅雨明け、6月からと言われてはいますけれども、梅雨明けぐらいをめぐりに一斉に虫が出て、ほかの木に行ってそれでほかの木を枯らしてしまう。放っておくとその木がどんどん増えていくので、どんどん広がっていくという問題というか病気です。その民有地、あと公有地、そういうところの今状況とか対策とかって、どういう感じですか。今年度の形で何か情報があれば教えていただきたいのですけれども。

事務局：公有の樹林地につきましては、昨年度から職員と、それからナラ枯れの対策の講習を受けた植木屋さんと一緒に現地を回って、対策が必要な樹木に対しては伐採をするなどの措置を行ってきました。伐採後に虫がまだ残っているようなものにつきましては、切り株のところに塗料みたいなものを塗って、それを塗ると中にいる虫が出なくなるとか、もしくは入り込みにくくなるとか、そういったものを用意してそれを塗ってみるといった対応を試しにやってみてはいます。ですので、市が管理している樹林地につきましては、必要な樹木に対してそういった対応を行っているところです。民有の保存樹林地につきましては、職員のほうで樹林地をお持ちの方に継続の依頼などするときにお伺いして、状況はどうでしょうかと、ナラ枯れなど起きてないでしょうかということを知っているということは、担当からの報告は受けたのですけれども、その中でまだ何か起きていたという報告は上がってきてはいないところではあります。今把握している状況としてはそのようなところになります。

会長：というような状況で何か。

委員：前回、課長のほうからナラ枯れが起こっているのは、幸い国分寺は数本だったという報告を受けたのですが、西恋ヶ窪の樹林地だけでもナラ枯れ対策で十数本切ったのですね。先週ですか、回ってみたら枯れた木がいっぱいあって、ぱっと見たらナラ枯れの木で、それは見逃したやつですね。要するに、市としては全体民有地、公有地を含めてナラ枯れを起こしている木は結構あるのではな

いか。また、僕らが見つけたナラ枯れというのは、西恋ヶ窪だけでもっとあったのです。樹液が出ている間は木が生きているから大丈夫だと見逃したのです。そこら辺の見解がまだ東京都自身も見解ができてなくて、そういう処理がされないまま、樹液から穴が開いていても樹液が出ているうちはまだ大丈夫だということで放置している状態なのです。というのは、極力見解としてはそういう木から虫は出ないように言うのですけれども、本当にそうなのかというところは確証がないという、被害が今年は広がるのか、広がらないのか、結果を見ないと何とも言えないという状況が西恋ヶ窪の樹林地になるのだけれども、ほかのところから見ると、西恋ヶ窪の河岸でもって、虫が食っているというのが調べたら20数本とか30何本だったですか。今回は12本切って。先週見つけた枯れた木が虫食いだらけで、切ったらチェーンソーする前にロープで引っ張ったら折れたのです。中全部やられているのです。そういうのがあって、結構民有地でナラ枯れの木というのは後処理が大変なのです。要するにただ簡単に捨てるわけにはいかない。この木から虫が入っていて飛び散る恐れがあるから処理が大変なのです。それで見ると民有地の方でナラ枯れが起こっている木を後処理まで、切り倒すのはいいけれども、後処理まで考えると大変な費用がかかると思うのです。そこら辺の実態はどうなのかなと。今言っているのと話聞いているのと、僕らが西恋ヶ窪でやっているのと実態が大分違うので、民有地のほうはどうなのかなと思って。一部には民有地でもいろいろな専門家のアドバイスを聞いて毛布をまいてどうすればいいとか、いろいろな対策を打っているところもあるようなことを聞きましたけれども、そこら辺の実態は市役所として、やはり国分寺の樹林地を守るためには、絶対何本あってどういう状態なのだということを、増えるのか減るのか、放置したら、そういう樹液から出ている木は虫が出ないのだよということをやっぱり確証しないと、特に民有地とかあまり伐採しないところ、伐採しない樹林地は大変なことになると思います。

会 長：樹液が出れば虫が出るか出ないかというのは、程度の話がかなり大きくて、木というのは虫が入ったらそれに対する防御を必ずするので、ある程度までだったら防御しているのですけれども、その程度がひどいと当然防御できない。特にナラ枯れの場合は樹液、樹液と表現されるかもしれないですけれども、そういう防御の物質がいっぱいできると自分の水の通り道、導管といいますけれども、水の通り道が詰まってしまうのです。それで枯れるのです。虫が入ったから枯れるというよりは、自分で自分の首を絞めるようなことをして枯れてしまうというところで、あとはもう程度の話になってきます。なので、樹液が判断なのか、私はそこが全く分からないので意見は出せないのですけれども、その辺は心配があるかなというところです。これ具体的な話ですが、実際私たちが調査しているところでも、八王子の多摩丘陵のところですけど、私たちの場所があるのですけれども、そこでは結構また出ていて、山の上とか中になる

ので手が出せないのが多いです。危ないところは業者さんに入ってもらってやっていますけれども、それでも一部だけです。10本、200万ぐらいかけてやるのですけれども、それ以外の木は出た木に、枯れてしまった木の幹のところをビニールで巻いて、とにかく出る量を防ぐということをやっています。どの程度の効果があるかは分かりませんが、本当は中に薬を注入したりしてやったりしますけれども、全部それは市役所の方ができるとかそういうレベルではないので、全くないですね。とても予算のかかることなので。ですので、実際のところは緑と建築課が頑張っているのですが、予算取りまで頑張っているか、対応ができないだろうなというところだと思っています。少しまとまった樹林地だと一気に広がるということがあるのでしょうか。そういった状況ですよということを、我々協議会から事務局のほうに伝えてということで、事務局のほうはその情報を基に頑張ってくださいと。それでちゃんと予算を取ってきて、補正予算でも何でも取ってきていただいて、それで対策を進めていただくことにしないと、緑地の面積はその後、木を植えれば緑地ということにはなるので減らないのですけれども、その質はかなり落ちてしまうだろうなと思います。恐らく今お聞きしている限りだと、今年また増える可能性はあるなという気はします。それは国分寺市だけの問題ではなくて、ほかのところからも来ますから、ほかのところはどういう状況になっているか分からないのですけれども、双方協力し合うということと、やっぱり情報共有、ほかの市、自治体との情報共有は必要かなと思います。小金井公園とか物すごい数のコナラもありますし、ほかのところはどういう状況かあれですけれども、その辺は気をつけていただく必要があるかなと思います。

委員：先ほどの質問者からの回答となって、No. 1 についてです。緑と建築課では私有地の19か所については保存樹林地が適切に管理されているか現場確認を行いますと、回答がありますから、これは今年度もこういうふうになれることだと思うのですが、先ほど課長さんの回答にありましたけれども、私有地のオーナーの方にナラ枯れはどうですかと聞いたぐらいで、ナラ枯れの状況をその土地の方が把握できるとはとても思えないです。ですから、実際に被害を受けているコナラなりクヌギなりクリなり、そういった樹皮の表面を、ちゃんと被害の状況が分かる映像、そういった事実をまず提供して、こういうふうになっている木はお宅の私有地の中にはないですか。もしまだ調べてなかったら見てみてくださいと。そういう段取りを、つまり1回行ってそういう声かけをして、再度また伺って確認してと。そういう段取りが必要であるのと、それから、もしそういうのがあった場合に、例えばお宅が1,000平米ぐらいの樹林地だとして、対象となる木が何本ぐらいあって、被害木がどのぐらいで、まだ被害木でないのはあとどのぐらいあるのかとか、そういうのも調べておいてくださいとか、そういうことを考えた上で、市として当然予算措置は欲しいところですが、当面できることはこういうことです。市としてはお手伝いしようが

ありませんと、はっきり現状では。でも、所有者の方が、例えばお近くのボランティアの方とか一緒にできる作業としてはこういうのがあります。これこれの項目でネット検索していただくと、こういうやり方があります。成虫を捕獲する簡単なトラップの作り方がありますか、そういう情報提供とか、そういうことはまめにやらないと、将来的に予算の支出がもっとももっと増えると、どうしても思われてなりません。私は幾つか根拠を申し上げます。例えば先日見学した胎内堀の樹林地ありましたね。あそこのやや北側に同じく西町四丁目のちょっと下の小さな祠のある樹林地があるのですけれども、そこは800平米ぐらいの樹林地です。その中にコナラやクリなどが10何本かありましたが、そのうちの1本の道路際の胸の高さの直径が大体60センチぐらいの老木の大木のコナラが、もうメッチャクチャに被害を受けていまして、その根本はもううず高く積み重なっている。大体1月、2月のことでしたけれども、多分オーナーの方はご存じないと思います。ただ、その林の中の清掃はすごく行き届いてますし、落ち枝はきちんと拾って始末してありますし、そういう意味で近隣対策として危険なようなことはないように、そのオーナーの方はされていました。でもその木に対する危機管理みたいな、そういった意識は全くないと私は感じました。ですから、そういうふうに放置されている民有地のほうが、ほとんどではないかと思うのです。だから緑と建築課で現場確認をされるということなので、今、話したことを把握していただいて、それを具体的に生かしていく必要があると思います。

会長：ありがとうございます。そうですね。おっしゃるとおりです。やっぱり分からないことが多いので、パンフレットというか、チェック項目とかをまとめて、所有者の方がすぐに理解できるような、それが問題であるということを理解していただくような1枚か2枚か分かりませんが、そういったものを作成していただいて、お会いする機会があればちゃんとそういう説明をするというところを、急ぎの件だと思うのでそういった形で対策していただくことになるかと思えます。その他検索情報みたいなものも合わせてお伝えすると、その人自身が調べるという意味でもいいかなと。

委員：ナラ枯れのやつで切り倒して塗料塗るのはいいのですけれども、切った後の処理が、市役所がやったのは全部焼却処理しないと、僕らは木を切って薪用に皆さんストーブの人たちに使いさせるのですけれども、拒否されました。ナラ枯れのある木からは、もう地方に散らばるのを防ぐために引き取れませんかと言われました。そうすると切った木をどう処理するか、全部処理するというのは大変ですから、暫定的にどういうふうにするかということ自身も、やっぱり知らせておかないと、これ全部焼却するとなったら膨大な金がかかりますから。そのところも、切った後の木の処理はどういうふうにすべきかということも周知徹底しておかないと、みんなやりたがらないとか、お金がないからやらないという形になってしまいます。

会 長：その辺も少し含めて対策ということになるかもしれませんが、お願いします。ナラ枯れだけで時間になってしまっていますが、その他これだけというのはありますか。特に今日の評価に関して、何か追加があれば優先的に考えたいと思います。それでは、今日の審議に関しましては、これで終了とさせていただきます。最後に事務局から連絡事項等お願いいたします。

事務局：本日お疲れさまでした。ありがとうございます。次回の開催につきましては、事前に報告させていただきました、来月7月12日の月曜日、9時半からを予定しております。場所は今回と同じこちらの場所を予定しております。正式な通知については、また改めて送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。今年度の予定なのですが、今年度全部で4回予定しております。今回と7月で2回です。3回目につきましては9月以降で1回、2月頃に1回予定していきまして、案件としましては、9月以降で昨年度現場、先ほども議論ありました胎内堀を見たところですね。あそこの仮称西町西丁目樹林地について、さらに今度整備像を考えていきたいと思っていますので、その辺のご意見を頂ければと思っています。その辺の案件で1件協議会をお願いしたいと思っています。2月頃の1回につきましては、もう1件また別で西恋ヶ窪一丁目のほうに樹林地がございますので、その辺も市が今後緑地として位置づけていきたいところがございますので、その辺のご意見を伺いたいというところで2月頃に予定していきまして、また近くになりましたら詳細の日程をお伝えしますので、よろしくお願いいたします。今後ですけれども、市の事務局で考えているのは、情報提供の迅速化を目的にメールでの連絡も検討していて、これは個人情報情報の取扱いということになりますので、まだすぐとはいかないのですが、参考までにお伺いします。メールでの連絡での受領不可能な方はいらっしゃいますか。市からお伝えするときにメールを受領する環境がない方っていらっしゃいますか。皆さんメールアドレスというものをお持ちですかね。やはり可能ですか。分かりました。事前にそういったところをお伺いしておいて、今後メールでの連絡を速やかにできますので、その辺も検討します。その辺だけ確認させていただきました。ありがとうございます。次回も引き続き、今日の継続の審議になると思いますので、資料等お忘れ物のないよう、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

会 長：それでは、以上をもちまして、本日の緑化推進協議会を閉会したいと思います。お疲れさまでした。